

ジョイセフ行動規範

行動規範

1) 行動規範の策定にあたって

1. ジョイセフは、そのビジョン、ミッション、コアバリューに基づき、年齢、性、性的指向、ジェンダー、性自認および性表現、人種、民族、出身国、宗教、文化、信念、パートナーとの関係や妊娠、または親権者としての状況、障がいの有無、健康状態およびこれらに類似する個人が置かれた状況にもとづくいかなる差別、排除、制約も禁止する基本的人権枠組みを尊重します。
2. ジョイセフは、そのビジョン、ミッション、コアバリューに従い、評議員、役員、職員（正規、有期、非正規に関わらず）、インターン、ボランティア、国内外の連携パートナー、実施パートナー団体・機関およびその職員が、拠点が国の内外のいずれにあるかを問わず、最上級の道義的行為を維持するように努めます。その理解を深めるために、第一に我々自身と、ジョイセフの活動に関わるすべての関係者に適用されるべき行動原則と価値、およびジョイセフが目指すものについて、詳細をまとめた行動規範を制定します。これらの行動原則と価値は、関連する地域および現地の施策や手続を通して実施される必要があります。
3. 地域の法律や文化は国によって異なることを認識する一方で、ジョイセフは国際的な非政府組織であることから、この行動規範は、国際的な基本的人権基準にもとづくものです。ジョイセフの評議員、役員、職員（正規、有期、非正規に関わらず）、インターン、ボランティア、国内外の連携パートナー、実施パートナー団体・機関およびその職員は、彼らが事業を行う現地の法律を遵守することが求められます。ただし、この行動規範の内容が現地の法律と比べてより厳格な場合には、行動規範の遵守が求められます。

2) 目指すことと使命

ジョイセフは、すべての個人が、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利：SRHR）をはじめ、自らの健康を享受し、尊厳と平等のもとに自己実現できる世界をめざします。

この目標の実現のために、ジョイセフは、すべての人びと、とりわけ開発途上国の女性一人ひとりが、自らの意思と選択によって、質の高いセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利：SRHR）のサービスと包括的な情報を受けることができ、持てる能力を十分に発揮できる社会をつくります。

3) 行動原則

1. 法令の遵守

日本政府および国際機関、財団、民間企業や個人からの資金にもとづき活動を実施する公益財団法人として内閣府より認定されたジョイセフは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律及びこれらに関する法令を遵守します。上述の法令遵守を確実にするために、ジョイセフは、その責任者を明確にするとともに、必要な場合は団体内規定や教育用マニュアル等を作成・整備し、団体内へ浸透させていきます。法令以外の社会的ルールについても、事業活動にあたっては法令に準じて尊重し、対応していきます。

2. 人権の尊重

人権は、すべての人が生まれながらに持つ基本的権利であり、普遍的かつ不可分な権利です。ジョイセフは、活動に関係する団体内外の人々の人権を尊重し、直接的な人権侵害のみならず、間接的な影響にも配慮し行動します。また、人種、民族、宗教、文化、国籍、社会的身分、性、性的指向、ジェンダー、性自認および性表現、年齢、障がいの有無、健康状態などによる差別を排除する組織の文化をつくりあげます。また、児童労働や不当な労働条件下での労働（強制労働など）、ハラスメントなどが行われないよう、内部監視制度を構築します。開発の程度に関わらず、国内、社会、コミュニティで、適切な法的基盤が存在しないこと及び/または法や人権についての理解不足などから、無意識のうちに人権が侵害されることがあります。特に海外での活動にあたっては、海外拠点の連携・実施パートナー団体や関連組織、調達先が人権の侵害を行っていないか十分に注意する必要があります。性的搾取・虐待・ハラスメント（SEAH）やパワーハラスメントのような違法な行為及び人権侵害の早期発見と解決のための公益通報制度を設置します。

3. セーフガーディング

ジョイセフの評議員、役員、職員（正規、有期、非正規に関わらず）、インターン、ボランティア、国内外の連携パートナー、実施パートナー団体・機関およびその職員は、子ども（18歳未満の人）との性的行為、および裨益者との性的な関係・性的搾取・虐待・セクシュアルハラスメント、児童労働や人身売買の被害者を含む子どもや若者、脆弱な立場にある大人とのいかなる搾取的な行為、子どもや若者、脆弱な大人への身体的暴力や感情的・心理的な虐待などの搾取的・虐待的な行為に関与しないことが求められます。このようなセーフガーディングポリシーを厳格に遵守するために、ジョイセフの評議員、役員、職員（正規、有期、非正規に関わらず）、インターン、ボランティア、国内外の連携パートナー、実施パートナー団体・機関およびその職員は、国際基準に基づいてジョイセフが制定し、定期的レビューを行う性的搾取・虐待、性的ハラスメントからの保護（PSEAH）の施策の実行が求められます。PSEAH 施策に加えて、

ジョイセフの評議員、役員、職員、インターン、ボランティア、国内外の連携パートナー、実施パートナー団体・機関およびその職員は、人道支援活動の実施にあたり国際赤十字と赤新月連盟が制定した『国際赤十字・赤新月運動および災害支援を行う非政府組織（NGOs）のための行動規範』の遵守も求められます。

4. 不正の防止

日本政府および国際機関の枠組み、財団、民間企業や個人からの資金にもとづき活動を実施する公益財団法人として内閣府より認定されたジョイセフは、透明性、明瞭性、的確性ある活動と不正・腐敗を防止する制度の実行と強化により、すべての非営利活動の倫理的および誠実な実施に努めます。ジョイセフは、その資産と評判への脅威となる不正と腐敗に関していかなる違反も許さず、ジョイセフの活動および関連する活動に関わるすべての個人に対して、あらゆるときも誠実かつ高潔に行動し、資産を守ることに責任を持つことを求めます。ジョイセフは、その法的責任を真摯にとらえ、あらゆる形の贈賄や腐敗を防止することにより、事業活動のための資産による最大限の効果を引き出し、すべての人々のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（SRHR）が推進されるよう努めます。また、ジョイセフは、国内外に関わらず、すべての事業活動と関係構築にあたって、その専門性を活かし、公正誠実に活動を行います。

5. 安全、健康、福祉

ジョイセフの評議員、役員、職員（正規、有期、非正規に関わらず）、インターン、ボランティアは、それぞれの安全、健康と福祉のために、事業地や活動地での法律および組織の健康と安全の規範および地域のセキュリティガイドラインを遵守し、規範やガイドラインに変更があった場合には、積極的にジョイセフに通知することが求められます。また、自身や所属する組織や活動地の地域住民などの周囲の人々の安全、健康と福祉が脅かされることのないように不要なリスクを避ける行動を行うことが必要です。ジョイセフの評議員、役員、職員、インターン、ボランティアは、ソーシャルメディアのアカウントに責任を持ち、ジョイセフの活動に関連して撮影した写真の使用にあたっては、常にインフォームド・コンセントを得て、被写体のプライバシーと尊厳を守り、写真使用によりリスクに晒されないように責任を持つことが求められます。ジョイセフの評議員、役員、職員、インターン、ボランティアは、ジョイセフの活動に関わる個人の尊厳の侵害や、個人に対する脅威となり、敵対的で品位を傷つけ、屈辱的または攻撃的な労働環境の醸成につながる行為を決して行なってはなりません。

6. 支援者および裨益者への説明責任

公益財団法人として、ジョイセフは、政府やコミュニティ、ドナーおよび関係者と

の取引にあたり、透明性を保ち責任を持って臨みます。支援者との良好な信頼関係をつくるために、ジョイセフは、公正で透明性の高い団体運営を行い、そのためにまず適正な会計処理と、正確で信頼できる財務システムを確保します。そのうえで、年次報告やウェブサイトなどの媒体での定期的な活動報告が不可欠です。支援者の個人情報については、個人情報保護法を踏まえて、的確な情報管理を行います。

7. 行動規範の執行

ジョイセフ事務局は、所属するすべての職員（正規、有期、非正規に関わらず）がこの行動規範を理解し遵守するよう責任を担います。行動規範は、ジョイセフ職員の雇用契約の一部となり、違反の程度に応じて、解雇を含む懲戒の根拠となります。行動規範は、ジョイセフの評議員、役員、短期契約職員、コンサルタント、インターン、ボランティア他、ジョイセフの活動に関わる人々にも適用され、違反は、関係解除、契約解除につながることもあります。国内外の連携パートナー、連携パートナー団体・機関による行動規範の実践および実践状況のモニタリングの不履行は、パートナーシップおよび契約の終了につながる可能性があります。

附則

この行動規範は2022年5月11日より施行する。

(2022年5月11日 理事会決議)